

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	米国が締結している地位協定及び地位協定における主要な規定
他言語論題 Title in other language	Status of Forces Agreements with the United States and Their Principal Provisions
著者 / 所属 Author(s)	松山 健二 (Matsuyama, Kenji) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 外交防衛課長
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	811
刊行日 Issue Date	2018-08-20
ページ Pages	31-53
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	米国が各国と締結している地位協定における主要な規定内容を比較した。日本、韓国、ドイツ、イタリア及びフィリピンと締結している地位協定を対象とした。

* 掲載論文等は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

米国が締結している地位協定及び地位協定における主要な規定

国立国会図書館 調査及び立法考査局
外交防衛課長 松山 健二

目 次

はじめに

I 米国が締結している地位協定の概要

II 米国が締結している地位協定の主要な規定

- 1 米軍（駐留軍）の構成員・軍属等による国内法の尊重義務
- 2 米軍（駐留軍）の軍属
- 3 米軍（駐留軍）の構成員・軍属等に対する刑事裁判権の行使
- 4 米軍（駐留軍）の施設・区域に対する管理権等
- 5 米軍（駐留軍）の施設・区域外における演習・訓練

おわりに

要 旨

- ① 地位協定とは、軍隊の派遣国とその接受国との間で締結される国際法上の合意である。
- ② 日米地位協定、在韓米軍地位協定、NATO 軍地位協定及び米軍フィリピン訪問協定においては、駐留軍の構成員・軍属等に接受国の国内法の尊重義務が課されている。
- ③ 日米地位協定及び NATO 軍地位協定においては、接受国が裁判権を行使する駐留軍の構成員・軍属である被疑者の拘禁は、被疑者の身柄が派遣国の手中にあるときは、接受国により起訴されるまでの間、派遣国が引き続き行う。在韓米軍地位協定においては、被疑者の拘禁は犯罪によって異なる。ボン補足協定においては、ドイツによる保釈、無罪放免又は刑の執行開始まで派遣国が拘禁を行う。
- ④ 日米地位協定及び在韓米軍地位協定においては、米国は、施設・区域の設定、運営、警護及び管理のため必要な全ての措置を執ることができる。ボン補足協定においては、在独駐留軍は排他的使用が認められている施設・区域において防衛の責務の十全な遂行に必要な措置を執ることができるが、施設・区域の使用については、在独駐留軍の組織・内部機能等に関する場合等を除いてドイツの国内法が適用される。在伊米軍が利用する施設は「平時の軍事施設」として位置付けられ、イタリアの司令部の下に置かれる。
- ⑤ 在日米軍及び在韓米軍は、「人の健康への明らかになっている、さし迫った、実質的脅威となる（実質的危険をもたらす）汚染」の浄化に取り組み、接受国と米国の関連法令のうちより厳しい基準を選択して、環境管理基準を作成する。在独駐留軍は、ドイツの国内法の尊重及びその適用を妨げることなく、全ての計画について環境との適合性を調査する。
- ⑥ 演習・訓練に関する規定は、日米地位協定、在韓米軍地位協定及び NATO 軍地位協定にはないが、在日米軍の施設・区域外の演習・訓練については、日本政府は、「個々の活動の目的、態様等の具体的な実態に即し、同協定に照らして合理的に判断されるべきことと考える。」と説明する。在独駐留軍は、ドイツの承認等を要件として、施設・区域外において演習・訓練を行う権利を有する。イタリアは、在伊米軍の訓練・作戦活動について通告を受ける。

はじめに

日米地位協定⁽¹⁾とは、日米安全保障条約⁽²⁾第6条⁽³⁾に基づき在日米軍がその使用を許される施設・区域と在日米軍の地位に関する日米間の国際法上の合意（取決め）である。日米地位協定については、その見直しや改定を求める要望等が、沖縄県や渉外関係主要都道府県知事連絡協議会等から示されており⁽⁴⁾、その要望等においては、米国が締結している他の地位協定（Status of Forces Agreement）の特定の規定が、倣うべき先行事例として掲げられることがある。そこで、本稿では、日米地位協定に関する議論に資するために、米国が各国と締結している地位協定における主要な規定内容を比較した⁽⁵⁾。日米地位協定以外の米国が締結している地位協定については、日米地位協定と比較されることの多い⁽⁶⁾、韓国、ドイツ、イタリア及びフィリピンにおける米軍の地位に関する協定を対象とした⁽⁷⁾。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年6月22日である。

- (1) 正式名称は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」（昭和35年条約第7号）という。日米地位協定に関する文献は多数あるが、主要な図書としては次の文献がある。本間浩『在日米軍地位協定』日本評論社、1996；世一良幸『米軍基地と環境問題』（幻冬舎ルネッサンス新書 019）幻冬舎ルネッサンス、2010；前泊博盛編著『本当は憲法より大切な「日米地位協定入門」』（「戦後再発見」双書 2）創元社、2013；伊勢崎賢治・布施祐仁『主権なき平和国家—地位協定の国際比較からみる日本の姿—』集英社クリエイティブ、2017；明田川融『日米地位協定—その歴史と現在—』みすず書房、2017。日米地位協定の条文は、次のウェブサイトで参照することができる。外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/pdfs/fulltext.pdf>>
- (2) 正式名称は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」（昭和35年条約第6号）という。日米安保条約の条文は、次のウェブサイトで参照することができる。外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-S38%283%29-237.pdf>>
- (3) 第6条の規定は次のとおり。
第1項「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。」
第2項「前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。」
- (4) 沖縄県「要請書」2017.9. <http://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kichitai/chijihatugen/documents/170911_yousei_honbun.pdf>; 同「要請書（別冊）」2017.9. <http://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kichitai/chijihatugen/documents/170911_yousei_bessatsu.pdf>; 渉外関係主要都道府県知事連絡協議会「基地対策に関する要望書〔施策・制度・予算〕」2017.8. 神奈川県ウェブサイト <<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/890336.pdf>>; 同「基地対策に関する要望書（別冊）〔日米地位協定関係〕」2017.8. 同 <<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/890337.pdf>>; 沖縄県「他国地位協定調査 中間報告書」2018.3. <<http://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kichitai/sofa/documents/chuukan.pdf>>; 日本弁護士連合会「日米地位協定に関する意見書」2014.2.20. <http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2014/opinion_140220_7.pdf>
- (5) 地位協定には、本稿で取り上げた規定以外に民事請求権等の重要な規定があるが、紙幅の関係から取り上げなかった。
- (6) 例えば、次の記事等では、日米地位協定と、韓国、ドイツ等における地位協定との比較についての記載がある。「日米地位協定 Q&A 問9：米軍人が日本で犯罪を犯してもアメリカが日本にその米軍人の身柄を渡さないというのは不公平ではないですか。日本側に身柄がなければ、米軍人はアメリカに逃げ帰ったりできるのではないですか。」外務省ウェブサイト <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/qa09.html>>; 「駐留の実像 地位協定が主権侵害」『琉球新報』2017.11.19.
- (7) 2018年3月31日現在の各国に駐留する米軍要員の数は次のとおりである。日本：55,043人、韓国：24,915人、ドイツ：34,821人、イタリア：12,766人、フィリピン：110人。ここには、大使館において勤務する海兵隊の要員等の地位協定が適用されない米軍要員が含まれると考えられる。（“Number of Military and DoD Appropriated Fund (APF) Civilian Personnel Permanently Assigned By Duty Location and Service/Component As of March 31, 2018.” Defense Manpower Data Center website <https://www.dmdc.osd.mil/appj/dwp/rest/download?fileName=DMDC_Website_Location_Report_1803.xlsx&groupName=milRegionCountry>）

I 米国の締結している地位協定の概要

地位協定とは、軍隊を派遣している国（以下「派遣国」という。）と当該軍隊が駐留している国（以下「接受国」という。）との間で締結される国際法上の合意（取決め）である。地位協定は、他国の軍隊が国家の同意の下に当該国の領域に駐留することが常態化した第二次世界大戦以後において締結されるようになった⁽⁸⁾。

米国の締結している地位協定には、定式的な形式はない⁽⁹⁾。米軍要員の法的地位等といった限定的な内容を規定し、交換公文⁽¹⁰⁾として締結される地位協定がある一方⁽¹¹⁾、後述するように、日米地位協定（28 条）、在韓米軍地位協定⁽¹²⁾（31 条）、北大西洋条約機構（North Atlantic Treaty Organization: NATO）軍地位協定⁽¹³⁾（20 条。以下「NATO 軍地位協定」という。）等の多くの内容を規定する地位協定もある。日米地位協定及び在韓米軍地位協定においては、米国の派遣国、日本と韓国が米軍の接受国として位置付けられるが、NATO 軍地位協定においては、当該協定の当事国が派遣国と接受国の両方の立場になり得るものとなっている。また、米国とフィリピンの間では、フィリピンを訪問している米軍の法的地位に関する米軍フィリピン訪問協定⁽¹⁴⁾（9 条）及びフィリピンにおいて特定の施設・区域を米軍に使用させることを規定する米比防衛協力強化協定⁽¹⁵⁾（12 条）が締結されている。

ドイツにおける NATO 加盟国の軍隊の駐留については、NATO 軍地位協定を補足する協定としてボン補足協定⁽¹⁶⁾（83 条）がある。ボン補足協定においては、米国、英国、フランス、カ

(8) International Security Advisory Board, *Report on Status of Forces Agreements*, January 16, 2015, pp.14-16. <<https://www.state.gov/documents/organization/236456.pdf>>

(9) R. Chuck Mason, “Status of Forces Agreement (SOFA): What Is It, and How Has It Been Utilized?” *CRS Report for Congress*, RL34531, March 15, 2012, p.3. <<https://www.fas.org/sgp/crs/natsec/RL34531.pdf>>

(10) 交換公文とは、「国の間において文書の形式により締結され、国際法によつて規律される国際的な合意」という意味での「条約」（「条約法に関するウィーン条約」（昭和 56 年条約第 16 号）第 2 条第 1 項（a））に用いられる形式（名称）の 1 つであり、書簡の交換という形式で取り交わされる。交換公文は、国際法上の効力については条約・協定と同じであるが、一般には政治的・法的に重要度が低い国際法上の合意の際に採用される。

(11) 例えば、米国とカメルーンの地位協定は、交換公文として締結され条文の番号も付与されておらず、米国の国防省要員の法的地位を主要な規定とする A4 で 2 ページ程度の分量の文書である。（1999 年 12 月 28 日・2000 年 2 月 24 日署名、2000 年 2 月 24 日発効。Treaties and Other International Acts Series (TIAS) 15-922.2.)

(12) 「アメリカ合衆国と大韓民国との間の相互防衛条約第 4 条に基づく施設及び区域並びに大韓民国における合衆国軍隊の地位に関する協定」という。（1966 年 7 月 9 日署名、1967 年 2 月 9 日発効。2001 年 1 月 18 日改正、2001 年 4 月 2 日発効。TIAS 6127, 13138.）在韓米軍地位協定については、次の文献を参照。Donald A. Timm, “Visiting Forces in Korea,” Dieter Fleck, ed., *The Handbook of the Law of Visiting Forces*, Oxford: Oxford University Press, 2001, pp.443-469; 河鍊洙「在韓米軍地位協定 (SOFA) の現状と課題 (1)」『龍谷法学』vol.36 no.2, 2003.9, pp.445-475; 同「在韓米軍地位協定 (SOFA) の現状と課題 (2)」『龍谷法学』vol.37 no.3, 2004.12, pp.735-786. 本稿においては、在韓米軍地位協定（関連する付属文書を含む。）の特定の条文を日本語訳して掲載した。日本語訳に当たり次の文献を参照したものの、同文献とは文言は必ずしも一致しない。清水隆雄「在韓米軍地位協定等について」『外国の立法』No.220, 2004.5, pp.184-232. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000451_po_022015.pdf?contentNo=1> また、上記論文「在韓米軍地位協定 (SOFA) の現状と課題 (2)」の 748 ページから 786 ページに、在韓米軍地位協定の 2001 年 1 月 18 日の改正の条文（関連する付属文書を含む。）の日本語訳が掲載されている。

(13) 「北大西洋条約当事国間の軍隊の地位に関する協定」という。（1951 年 6 月 19 日署名、1953 年 8 月 23 日発効。TIAS 2846.）NATO 軍地位協定の当事国は、米国を含む NATO 加盟国 29 か国である。本稿においては、NATO 軍地位協定の特定の条文を日本語訳して掲載した。日本語訳に当たり次の文献を参照したものの、同文献とは文言は必ずしも一致しない。『西ドイツに駐留する NATO 軍の地位に関する諸協定』（調査資料 75-3）国立国会図書館調査及び立法考査局, 1976, pp.1-16.

ナダ、オランダ及びベルギーが派遣国、ドイツが接受国として位置付けられている。

イタリアにおける駐留については、NATO 軍地位協定に加えて、NATO 加盟国の軍隊による施設の使用に関する米伊 2 国間施設協定⁽¹⁷⁾、在伊米軍施設使用覚書⁽¹⁸⁾ (5 か条) 及び個々の施設の使用に関する実務取極がある⁽¹⁹⁾。米伊 2 国間施設協定は非公開である。在伊米軍施設使用覚書と、イタリアにおける特定の施設の使用に関する 3 つの実務取極⁽²⁰⁾ (以下「米伊施設使用実務取極」という。) は公開されている。在伊米軍施設使用覚書には、個々の施設の使用のために締結される実務取極のひな型としてのモデル米伊施設使用実務取極⁽²¹⁾ (21 か条) と、施設・建造物の返還及び残余価値の決定のための手続としての米伊施設返還手続⁽²²⁾ (10 項目) という付属文書がある。

また、米国が締結している地位協定には、日米地位協定においては日米地位協定合意議事録⁽²³⁾、

(14) 「アメリカ合衆国政府とフィリピン共和国政府との間のフィリピンを訪問しているアメリカ合衆国軍隊の扱いに関する協定」という。(1998 年 2 月 10 日署名、1999 年 6 月 1 日発効。TIAS 12931.) 米軍フィリピン訪問協定を日本語訳した資料として、次のものがある。「フィリピン共和国を訪問するアメリカ合衆国軍の扱いに関するフィリピン共和国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」沖縄県ウェブサイト <<http://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kichitai/sofa/documents/philippines01.pdf>>

(15) 「アメリカ合衆国政府とフィリピン共和国政府との間の強化された防衛協力に関する協定」という。(2014 年 4 月 28 日署名、2014 年 6 月 25 日発効。2016 年 4 月 12 日・13 日改正、2016 年 4 月 13 日発効。TIAS 14-625, TIAS 16-413.1.) 米比防衛協力強化協定を日本語訳した資料として、次のものがある。「アメリカ合衆国とフィリピン共和国との間における防衛力強化に関する協定」同上 <<http://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kichitai/sofa/documents/philippines02.pdf>>

(16) 「ドイツ連邦共和国に駐留する外国軍隊に関して北大西洋条約当事国間の軍隊の地位に関する協定を補足する協定」という。(1959 年 8 月 3 日署名、1963 年 7 月 1 日発効。1971 年 10 月 21 日改正、1974 年 1 月 18 日発効。1981 年 5 月 18 日改正、1982 年 8 月 8 日発効。1993 年 3 月 18 日改正、1998 年 3 月 29 日発効。TIAS 5351, TIAS 7759, TIAS 10367, Treaty Series No.57 (1999) (Cm 4441).) 当事国は、米国、ドイツ、カナダ、英国、フランス、ベルギー及びオランダの 7 か国である。ボン補足協定及びその 1993 年の改正については、次の文献を参照。Wes Erickson, “Highlights of the Amendments to the Supplementary Agreement,” *Army Lawyer*, DA PAM 27-50-253, December 1993, pp.14-28. <https://www.loc.gov/frd/Military_Law/pdf/12-1993.pdf>; Dieter Fleck, “The Development of the Law of Stationing Forces in Germany: Five Decades of Multilateral Cooperation,” Fleck, ed., *op.cit.*(12), pp.349-364. 本稿においては、ボン補足協定(関連する付属文書を含む。)の特定の条文を日本語訳して掲載した。日本語訳に当たり次の文献を参照したもの、同文献とは文言は必ずしも一致しない。本間浩「ドイツ駐留 NATO 軍地位補足協定に関する若干の考察—在日米軍地位協定をめぐる諸問題を考えるための手がかりとして—」『外国の立法』No.221, 2004.8, pp.1-86. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000448_po_022101.pdf?contentNo=1>

(17) 「北大西洋条約の実施における 2 国間の施設に関する当事国間の協定」という。(1954 年 10 月 20 日署名)

(18) 「イタリア共和国国防省とアメリカ合衆国国防省との間のイタリアにおける合衆国軍隊による施設・建造物の使用に関する了解覚書」という。(1995 年 2 月 2 日署名・発効。TIAS 12317.) 在伊米軍施設使用覚書を日本語訳した資料として、次のものがある。「米軍によるイタリア国内の基地ないし基地施設の使用に関するイタリア共和国国防省とアメリカ合衆国国防総省との間における了解覚書」沖縄県ウェブサイト <<http://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kichitai/sofa/documents/italy02.pdf>>

(19) 在伊米軍の法的地位については、次の文献を参照。本間浩「米軍のイタリア駐留に関する協定の構造と特色」本間浩ほか『各国間地位協定の適用に関する比較論考察』内外出版, 2003, pp.133-166.

(20) シゴネラ(2006 年 4 月 6 日署名・発効。TIAS 06-406.)、サン・ヴィート・デイ・ノルマンニ(2007 年 9 月 12 日署名・発効)、ヴィチェンツァ(2008 年 4 月 16 日署名・発効)における米軍の施設使用に関する実務取極である。

(21) 「合衆国国防省とイタリア国防省との間の施設・建造物の使用に関して実施される手続についてのモデル実務取極」という。モデル米伊施設使用実務取極と個々の米伊施設使用実務取極では、文言が異なることがある。モデル米伊施設使用実務取極を抄訳した資料として、次のものがある。本間 前掲注(19), pp.158-165.

(22) 「施設・建造物の返還において従われるべき手続」という。

(23) 正式名称は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定についての合意された議事録」(昭和 35 年外務省告示第 52 号)という。

在韓米軍地位協定においては在韓米軍地位協定合意議事録⁽²⁴⁾、ボン補足協定においてはボン補足協定署名議定書⁽²⁵⁾等の関連する文書等を有するものがある。

Ⅱ 米国の締結している地位協定の主要な規定

本章では、米国の締結している地位協定について、日米地位協定に関する議論において比較的良好に取り上げられる、米軍（駐留軍）の構成員・軍属等による国内法の尊重義務、米軍（駐留軍）の軍属、米軍（駐留軍）の構成員・軍属等に対する刑事裁判権の行使、米軍（駐留軍）の施設・区域に対する管理権等、米軍（駐留軍）の施設・区域外における演習・訓練に関する規定を対象として、関連する文書等も参照してその規定内容を比較した⁽²⁶⁾。

1 米軍（駐留軍）の構成員・軍属等による国内法の尊重義務

日米地位協定においては、在日米軍の構成員・軍属⁽²⁷⁾及びそれらの家族（以下「構成員・軍属・家族」という。）に日本の国内法の尊重義務が課されている（第16条⁽²⁸⁾）。

在韓米軍地位協定、NATO軍地位協定及び米軍フィリピン訪問協定においては、米軍（駐留軍）の構成員・軍属等による接受国の国内法の尊重義務に関する同様の規定がある⁽²⁹⁾。また、米伊施設使用実務取極には、当該取極の規定が、NATO軍地位協定の接受国の国内法の尊重義務を含めて、NATO軍地位協定、米伊2国間施設協定等に従って実施されるとする規定がある⁽³⁰⁾。

⁽²⁴⁾ 「アメリカ合衆国と大韓民国との間の相互防衛条約第4条に基づく施設及び区域並びに大韓民国における合衆国軍隊の地位に関する協定についての合意された議事録」という。（1966年7月9日署名、1967年2月9日発効。2001年1月18日改正、2001年4月2日発効。TIAS 6127, 13138.）

⁽²⁵⁾ 「補足協定署名議定書」という。（1959年8月3日署名、1963年7月1日発効。1971年10月21日改正、1974年1月18日発効。1981年5月18日改正、1982年8月8日発効。1993年3月18日改正、1998年3月29日発効。1994年5月16日改正、1998年6月5日発効。TIAS 5351, TIAS 7759, TIAS 10367, Treaty Series No.57 (1999) (Cm 4441), Treaty Series No.78 (1999) (Cm 4521).）

⁽²⁶⁾ 刑事裁判権という観点から米国の締結している地位協定を比較したものとして次の文献がある。今井健一郎「アメリカの安全保障条約と米軍兵士による犯罪—米軍地位協定における刑事管轄権の国際比較—」山口厚・中谷和弘編『安全保障と国際犯罪』（融ける境 超える法 2）東京大学出版会、2005、pp.199-249.

⁽²⁷⁾ 米国の締結している地位協定において、米軍（駐留軍）の構成員でない者で、かつ、米軍（駐留軍）に雇用されている者等を集合的に表す場合に、英文では主に“civilian component”（日米地位協定、在韓米軍地位協定及びNATO軍地位協定）、ときに“civilian personnel”（米軍フィリピン訪問協定）という用語が当てられている。“civilian component”は一般には「軍属」と日本語訳されることが多いが、日本語の「軍属」は個人に用いる。本稿の注において該当する条文の日本語訳を掲載するときは、必要に応じて「軍属」又は「軍属機関」の訳語を用いた。本間 前掲注⁽¹⁶⁾、p.18.

⁽²⁸⁾ 第16条の規定は次のとおり。

「日本国において、日本国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治的活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の義務である。」

⁽²⁹⁾ 在韓米軍地位協定では第7条、NATO軍地位協定では第2条において規定されている。米軍フィリピン訪問協定では、米国の要員にフィリピンの国内法の尊重義務が課されることが第2条において規定されている。

⁽³⁰⁾ シゴネラにおける米軍の施設使用に関する実務取極第3条の規定は次のとおり。

「（前略）本実務取極の規定は、軍隊及びその軍属機関並びにその構成員並びにそれらの家族の、接受国の法律を尊重し、及びNATO軍地位協定の精神に反する活動を慎む義務を規定するNATO軍地位協定第2条を含む、参照文書1から3までに従って実施される。」サン・ヴィート・デイ・ノルマンニ及びヴィチェンツァにおける米軍の施設使用に関する実務取極第3条にも同様の規定があるが、参照文書については異同がある。また、この規定は、モデル米伊施設使用実務取極にはない。

2 米軍（駐留軍）の軍属

日米地位協定においては、軍属とは、米国籍を有する文民で在日米軍に雇用され、勤務し、又は随伴する者、と規定されている（第1条(b)⁽³¹⁾）（次頁の表1参照）。また、日米地位協定及び軍属の範囲の明確化に関する日米両国政府の協力を規定する「日米地位協定の軍属に関する補足協定」⁽³²⁾に基づく2017年1月16日の日米合同委員会合意⁽³³⁾においては、「合衆国政府の正式な招請により、また、合衆国軍隊に関連する公の目的のためにのみ日本に滞在し、「合衆国軍隊の任務にとって不可欠であり、かつ、任務の遂行のために必要な高度な技能又は知識を有している」コントラクターの被用者⁽³⁴⁾に軍属としての地位を付与する、と規定されている。

在韓米軍地位協定においては、日米地位協定と同様に、米国籍を有する文民で在韓米軍に雇用され、勤務し、又は随伴する者が軍属と規定されている⁽³⁵⁾。なお、在韓米軍地位協定においては、在韓米軍との契約の履行のみを目的として韓国にいる者で米国が指名する者を招請コントラクターと定義し（第15条第1項⁽³⁶⁾）、その拘禁等については在韓米軍の構成員・軍属・家族の拘禁等に関する規定（3「米軍（駐留軍）の構成員・軍属等に対する刑事裁判権の行使」を参照。）に従うと規定されている（第15条第8項⁽³⁷⁾）。

NATO軍地位協定においては、軍属とは、駐留軍に随伴する文民で駐留軍に雇用されている者、と規定されている（第1条第1項(b)⁽³⁸⁾）。モデル米伊施設使用実務取極及び米伊施設使用実務取極においては、NATO軍地位協定第1条第1項(b)の定義が適用されると規定されている⁽³⁹⁾。ボン補足協定においては、駐留軍が必要とする、技術的な顧問や装備品の取付け等に専

(31) 第1条(b)の規定は次のとおり。

「軍属」とは、合衆国の国籍を有する文民で日本国にある合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの（通常日本国に居住する者及び第十四条1に掲げる者を除く。）をいう。この協定のみ適用上、合衆国及び日本国の二重国籍者で合衆国が日本国に入れたものは、合衆国民とみなす。」

(32) 正式名称は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊の軍属に係る扱いについての協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（平成29年外務省告示第29号）という。「日米地位協定の軍属に関する補足協定」の条文は、次のウェブサイトで参照することができる。外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000218681.pdf>>

(33) 日米合同委員会「合衆国軍隊の軍属に係る扱いについての協力」（2017年1月16日）

(34) 次の文献によれば、日米地位協定との関連でいうコントラクターの被用者とは、「直接米軍に雇用されるのではなく、米軍との契約により特定の業務を行う業者によって雇用される者」である。丹下綾「日米地位協定と刑事裁判権—運用改善と軍属補足協定の締結—」『時の法令』no.2024, 2017.4.30, p.74.

(35) 第1条(b)

(36) 第15条第1項の規定は次のとおり。

「合衆国軍隊又は合衆国軍隊から兵站上の支援を受ける統一司令部の下にあるその他の大韓民国にある軍隊のための合衆国との契約の履行のみを目的として大韓民国にいる者（(a) 合衆国の法律に基づいて組織された法人、(b) 通常合衆国に居住するその被用者及び(c) 前記の者の家族を含む。）で、かつ、合衆国政府が後記の第2項の規定に従い指名するものは、この条に規定がある場合を除くほか、大韓民国の法律及び規則に服さなければならない。」

(37) 第15条第8項の規定は次のとおり。

「大韓民国の当局は、前記の者〔第15条第1項で規定される者〕に対し、大韓民国において犯す罪で大韓民国の法律によって罰することができるものについて裁判権を行使する権利を有する。大韓民国の防衛におけるこれらの者の役割を認め、大韓民国の当局は、第22条第5項、第7項(b)、第9項及び関連する合意された議事録の規定に従わなければならない。（以下略）」（〔 〕内は筆者による補記。以下同じ。）

(38) 第1条第1項(b)の規定は次のとおり。

「軍属」とは、締約国の軍隊に随伴する文民要員で当該締約国の軍隊に雇用されているもので、無国籍の者でないもの、北大西洋条約の当事国でない国の国民でないもの又は軍隊が所在する国の国民でないもの若しくはこれに通常居住する者でないものをいう。」

(39) 第4条

ら従事する技術専門家は、軍属として取り扱われる、と規定されている（第73条⁽⁴⁰⁾）。技術専門家とは、軍事的な又は科学的な性格を有する複雑な任務を遂行するための高度な技能又は知識を有している者と規定されている（ボン補足協定第73条に関する交換公文⁽⁴¹⁾第1項a⁽⁴²⁾）。米軍フィリピン訪問協定においては、軍属（文民要員）とは、米軍に雇用され、又は随伴する者と規定されている（第1条第2項⁽⁴³⁾）。米比防衛協力強化協定においては、米国防省と契約を結んでいる企業の被用者等をコントラクターと定義し、コントラクターは軍属（文民要員）として取り扱わないことが規定されている（第2条第3項⁽⁴⁴⁾）。

表1 地位協定における軍属の定義

地位協定	軍属の定義
日米地位協定	文民で在日米軍に雇用され、勤務し、又は随伴する者
在韓米軍地位協定	文民で在韓米軍に雇用され、勤務し、又は随伴する者
NATO軍地位協定	駐留軍に随伴する文民で駐留軍に雇用されている者
米軍フィリピン訪問協定	米軍に雇用され、又は随伴する者

(注) 日米地位協定及び在韓米軍地位協定においては、米国の国籍を有し、通常接受国に居住しない者であること等、NATO軍地位協定及び米軍フィリピン協定においては接受国の国籍を有していない者で、かつ、通常接受国に居住しない者であること等の要件が定められている。
(出典) 日米地位協定等に基づき筆者作成。

3 米軍（駐留軍）の構成員・軍属等に対する刑事裁判権の行使

(1) 米軍（駐留軍）の構成員・軍属等に対する刑事裁判権

日米地位協定においては、米国は自国の軍法に服する者⁽⁴⁵⁾に対し米国の法律による刑事裁判権を有する、また、日本は在日米軍の構成員・軍属・家族に対して日本の法律により罰することができる罪について裁判権を有する、と規定されている⁽⁴⁶⁾（第17条第1項⁽⁴⁷⁾）。両国の裁判権が競合するときは、専ら米国の財産・安全又は在日米軍の構成員・軍属・家族の身体・財産のみに対する罪と、公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪について、米国が在日米軍の構成員・軍属に対して第一次裁判権を有し、それ以外については日本が第一次裁判権を有すると

⁽⁴⁰⁾ 第73条の規定は次のとおり。

「技術専門家で、その業務が軍隊によって必要とされ、かつ、技術上の問題に関する顧問として又は装備品の取付け、運用若しくは維持のために、連邦領域において専ら軍隊のために従事するものは、軍属機関の構成員とみなされ、かつ、取り扱われる。ただし、この規定は次の者には適用しない。

- (a) 無国籍の者
- (b) 北大西洋条約の当事国でない国の国民
- (c) ドイツ人
- (d) 連邦領域に通常居住する者」

⁽⁴¹⁾ 1998年3月27日署名・発効。TIAS 12938。

⁽⁴²⁾ ボン補足協定第73条に関する交換公文第1項a)の規定は次のとおり。

「技術専門家」とは、(中略)技術において軍事的な性格又は技術において科学的な性格を有する複雑な任務を遂行するための高度な技能又は知識を有している者をいう。」

⁽⁴³⁾ 第1条第2項の規定は次のとおり。

「文民要員」という用語は、フィリピンの国民でない者又はこれに通常居住する者でないもので、かつ、合衆国軍隊に雇用され、又は米国赤十字及び合衆国サービス機関の被用者のように合衆国軍隊に随伴するものを指す。」

⁽⁴⁴⁾ 第2条第3項の規定は次のとおり。

「合衆国コントラクター」とは、合衆国防省との契約若しくは下請契約の下にある又はこれの利益のための[活動を行う]会社及び企業並びにそれらの被用者をいう。合衆国コントラクターは、米軍フィリピン訪問協定の文脈でいう場合を含めて本協定における合衆国要員の定義の一部には含まれない。」

されている（第17条第3項⁽⁴⁸⁾）。

在韓米軍地位協定においては、米国は在韓米軍の構成員・軍属・家族に対して米国の法律による刑事裁判権を有する、韓国は在韓米軍の構成員・軍属・家族に対して韓国の法律により罰することができる罪について裁判権を有する、と規定されている（第22条第1項⁽⁴⁹⁾）。両国の裁判権が競合する場合については日米地位協定と類似する規定があるが、米国が第一次裁判権を有する場合にその対象となる者は在韓米軍の構成員・軍属・家族である⁽⁵⁰⁾。

NATO軍地位協定においては日米地位協定と同様の規定があり⁽⁵¹⁾、米軍フィリピン訪問協定においても米国の要員を対象とする類似の規定がある⁽⁵²⁾。

45) 「自国の軍法に服する者」は、「合衆国統一軍法（1950年5月5日第81議会法律第506号）第2条及び第3条に掲げるすべての者を含むものとする。」と規定されている。（1953年10月の日米合同委員会合意「刑事裁判管轄権に関する合意事項」48の規定）上記の合衆国統一軍法においては、合衆国統一軍法に服する者として、「軍隊の正規部門に属する全ての者」（第2条第1号）や、米国の領域外における「軍隊とともに勤務し、これに雇用され、又はこれに随伴する者」（第2条第11号）を掲げている。日本政府の見解によれば、「自国の軍法に服する者」は、在日米軍の構成員・軍属・家族を構成する。（東郷文彦外務省北米局長（当時）答弁（第58回国会衆議院予算委員会第二分科会議録第1号 昭和43年3月12日 p.20.））なお、米国の連邦最高裁判所が、1957年から1960年にかけて下した判決において、軍事裁判所が文民の犯罪を平時に審理することは陪審による裁判を定めている合衆国憲法の第3条等の規定に反するとの解釈を示したことにより、2000年に軍事域外管轄権法が制定されるまでは米国の領域外における軍属及び米軍の構成員・軍属の家族による犯罪の審理は行われてこなかった。（Reid v. Covert, 354 U.S. 1 (1957); Kinsella v. United States, 361 U.S. 234 (1960); Grisham v. Hagan, 361 U.S. 278 (1960); McElroy v. United States, 361 U.S. 281 (1960); Mark J. Yost and Douglas S. Anderson, “The Military Extraterritorial Jurisdiction Act of 2000: Closing the Gap,” *American Journal of International Law*, vol.95 no.2, April 2001, pp.446-454; 樋山千冬「軍属の刑事裁判管轄権—米国の軍事域外管轄権法（Military Extraterritorial Jurisdiction Act: MEJA）をめぐって—」『レファレンス』747号, 2013.4, pp.47-64. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8200261_po_074703.pdf?contentNo=1>）

46) 在日米軍の構成員・軍属等に対する刑事裁判権については、次の文献を参照。本間浩「駐留受入国内において犯罪を行なった米軍関係者に対する刑事裁判権および刑事手続に関する比較論的考察—日本国の場合とドイツおよび韓国の場合—」『比較法文化』no.11, 2003.3, pp.113-133.

47) 第17条第1項の規定は次のとおり。

「この条の規定に従うことを条件として、

(a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服するすべての者に対し、合衆国の法令により与えられたすべての刑事及び懲戒の裁判権を日本国において行使する権利を有する。

(b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の領域内で犯す罪で日本国の法令によつて罰することができるものについて、裁判権を有する。」

48) 第17条第3項の規定は次のとおり。

「裁判権を行使する権利が競合する場合には、次の規定が適用される。

(a) 合衆国の軍当局は、次の罪については、合衆国軍隊の構成員又は軍属に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(i) もつぱら合衆国の財産若しくは安全のみに対する罪又はもつぱら合衆国軍隊の他の構成員若しくは軍属若しくは合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の家族の身体若しくは財産のみに対する罪

(ii) 公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪

(b) その他の罪については、日本国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。

（以下略）」

49) 第22条第1項の規定は次のとおり。

「この条の規定に従うことを条件として、

(a) 合衆国の軍当局は、合衆国軍隊又は軍属機関の構成員及びそれらの家族に対し、合衆国の法律により与えられた全ての刑事及び懲戒の裁判権を大韓民国において行使する権利を有する。

(b) 大韓民国の当局は、合衆国軍隊又は軍属機関の構成員及びそれらの家族に対し、大韓民国の領域内で犯す罪で大韓民国の法律によつて罰することができるものについて、裁判権を有する。」

50) 第22条第3項

51) 第7条第1項及び第3項

52) 第5条第1項及び第3項

(2) 米軍（駐留軍）の構成員・軍属の「公務」の決定

日米地位協定においては、在日米軍の構成員・軍属が起訴された場合には、その罪が公務執行中の作為又は不作為から生じたものである旨を記載してある米軍の証明書は、反証のない限り刑事手続においてその事実の十分な証拠資料となる（日米地位協定合意議事録の日米地位協定第17条第3項(a)(ii)に関する規定⁽⁵³⁾）、反対の証拠は日米合同委員会における考慮のために提出される（日米合同委員会合意「刑事裁判管轄権に関する合意事項」43の規定⁽⁵⁴⁾）、と規定されている。

在韓米軍地位協定においては、米軍の証明書は、第一次裁判権を決定するための事実の十分な証拠資料となるが、韓国の主任検事が公務の証明書に反対の証拠があると思料する例外的な場合においては、両国間の討議を通じた見直しの対象となる、と規定されている（在韓米軍地位協定合意議事録の在韓米軍地位協定第22条第3項(a)に関する規定⁽⁵⁵⁾）。ボン補足協定及び米軍フィリピン訪問協定においては、「公務」の決定について在韓米軍地位協定合意議事録と類似する規定がある⁽⁵⁶⁾。

(3) 米軍（駐留軍）の構成員・軍属等の被疑者の拘禁

(i) 日米地位協定

日米地位協定においては、日本が裁判権を行使する在日米軍の構成員・軍属である被疑者の拘禁は、被疑者の身柄が米国の手中にあるときは、日本により起訴される（公訴が提起される）までの間、米国が引き続き行う、と規定されている⁽⁵⁷⁾（第17条第5項(c)⁽⁵⁸⁾）（次頁の表2参照）。1995（平成7）年10月の刑事裁判手続に係る日米合同委員会合意においては、殺人・強姦という凶悪な犯罪の特定の場合に日本が起訴前の拘禁の移転を要請した際には米国は好意的な考慮を払う、その他の特定の場合に日本が提示する特別の見解を米国は十分に考慮する、と規定され

53) 日米地位協定合意議事録の日米地位協定第17条第3項(a)(ii)に関する規定は次のとおり。

「合衆国軍隊の構成員又は軍属が起訴された場合において、その起訴された罪がもし被告人により犯されたとするならば、その罪が公務執行中の作為又は不作為から生じたものである旨を記載した証明書でその指揮官又は指揮官に代わるべき者が発行したものは、反証のない限り、刑事手続のいかなる段階においてもその事実の十分な証拠資料となる。」

54) 日米合同委員会合意「刑事裁判管轄権に関する合意事項」43の規定は次のとおり。

「(前略) 反対の証拠は、すべて合同委員会における考慮のために提出される。検事正は、右の反対の証拠があると思料されるときは、直ちに、証明書を発行した指揮官に対しその旨通知するものとする。しかる後、当該事件の終局的処理を不当に遅延せしめないため、10日以内に問題が合同委員会に提案されるか否かについて指揮官に対し通知がなされるものとする。かかる事項の合同委員会への提案はいかなる場合においても急速になされるものとする。」

55) 在韓米軍地位協定合意議事録の在韓米軍地位協定第22条第3項(a)に関する規定は次のとおり。

第1項「合衆国軍隊又は軍属機関の構成員が起訴された場合において、その起訴された罪がもし被告人により犯されたとするならば、公務執行中の作為又は不作為から生じたものである旨を記載した証明書で合衆国の権限ある軍当局が発行したものは、第一次の裁判権を決定するためのその事実の十分な証拠資料となる。(以下略)」

第2項「大韓民国の主任検事が公務の証明書に反対の証拠があると思料する例外的な場合においては、大韓民国政府の適当な公務員と大韓民国に駐在する合衆国の外交使節との間の討議を通じた見直しの対象となる。」

56) ボン補足協定では第18条第1項及び第2項、米軍フィリピン訪問協定では第5条第3項(c)において規定されている。

57) 在日米軍の構成員・軍属である被疑者の拘禁については、次の文献を参照。山本健太郎「日米地位協定の刑事裁判権規定—米軍人等の被疑者の身柄引渡しを中心に—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.931, 2016.12.15. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10225701_po_0931.pdf?contentNo=1>

58) 第17条第5項(c)の規定は次のとおり。

「日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行なうものとする。」

ている⁽⁵⁹⁾。日本政府は、「その他の特定の場合」についても、日本が重大な関心を有する場合には起訴前の拘禁の移転を要請できる、と説明している⁽⁶⁰⁾。

また、日本の当局が被疑者を逮捕した場合は、拘束する正当な理由等があるときを除いて米国に拘禁を移転する、と規定されている（日米地位協定合意議事録の日米地位協定第 17 条第 5 項に関する規定第 1 項⁽⁶¹⁾）。

表 2 被疑者の身柄が米軍（駐留軍）の手中にある場合の拘禁の移転等の地位協定における規定

地位協定	拘禁の移転の時期	接受国による拘禁移転の要請
日米地位協定	○起訴	起訴前の拘禁についてあり ^(注1)
在韓米軍地位協定	在韓米軍地位協定においては起訴まで派遣国が拘禁すると規定されているが、合意議事録等により移転の時期は次のようになる ^(注2) 。 ○殺人、強姦等の 12 の場合は起訴又はその後 ○拘禁が移転されない場合は司法手続の終了	あり ^(注3)
NATO 軍地位協定	○起訴	
ボン補足協定	○保釈、無罪放免又は刑の執行開始	あり
米軍フィリピン訪問協定	○司法手続の終了	

(注 1) 1995（平成 7）年 10 月の刑事裁判手続に係る日米合同委員会合意

(注 2) 在韓米軍地位協定第 22 条第 5 項（c）においては起訴されるまで派遣国が拘禁すると規定されているが、在韓米軍地位協定第 22 条第 5 項（c）に関する在韓米軍地位協定合意議事録の規定第 3 項及び在韓米軍地位協定了解事項の規定第 2 項において殺人、強姦等の 12 の場合は起訴時又は起訴後に拘禁が移転される、在韓米軍地位協定第 22 条第 5 項（c）に関する在韓米軍地位協定了解事項の規定第 3 項において拘禁が移転されなかった場合は司法手続の終了の際に拘禁が移転される、と規定されている。

(注 3) 在韓米軍地位協定合意議事録の在韓米軍地位協定第 22 条第 5 項（c）に関する規定第 11 項

(出典) 日米地位協定等に基づき筆者作成。

(ii) 在韓米軍地位協定

在韓米軍地位協定においては、韓国により起訴されるまでの間は、在韓米軍の構成員・軍属・

⁽⁵⁹⁾ 「刑事裁判手続に係る日米合同委員会合意」（1995 年 10 月）は次のとおり。

「一 合衆国は、殺人又は強姦という凶悪な犯罪の特定の場合に日本国が行うことがある被疑者の起訴前の拘禁の移転についてのいかなる要請に対しても好意的な考慮を払う。合衆国は、日本国が考慮されるべきと信ずるその他の特定の場合について同国が合同委員会において提示することがある特別の見解を十分に考慮する。

二 日本国は、同国が一にいう特定の場合に重大な関心を有するときは、拘禁の移転についての要請を合同委員会において提起する。」

⁽⁶⁰⁾ 高村正彦外務大臣（当時）答弁「政府としては、従来から、平成七年の日米合同委員会合意に言う「その他の特定の場合」が、あらかじめ特定の種類の犯罪を排除しているわけではなくて、ここに列挙されたものだけではなくて、日本側が重大な関心を有する場合であれば、日本側は合同委員会において起訴前の拘禁移転要請を行うことができるとの立場でありましたが、平成十六年四月の日米合同委員会において、かかる考え方について日米間で明確に認識の一致をいたしました。ですから、具体的に列挙されているものだけでなく、日本側がこれは必要であるということであれば起訴前の拘禁移転要請を行うことができるということになっているということは、日米双方が明確に合意しているところであります。」（第 169 回国会衆議院外務委員会議録第 5 号 平成 20 年 4 月 4 日 p.6.)

⁽⁶¹⁾ 日米地位協定合意議事録の日米地位協定第 17 条第 5 項に関する規定第 1 項は次のとおり。

「日本国の当局は、日本国が裁判権を行使する第一次の権利を有する事件について、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族で合衆国の軍法に服するものを犯人として逮捕したときは、その犯人を拘束する正当な理由及び必要があると思料する場合を除くほか、当該犯人を釈放し、合衆国の軍当局による拘禁にゆだねるものとする。ただし、日本国の当局がその犯人を取り調べることができることをその釈放の条件とした場合には、日本国の当局の要請があれば、日本国の当局がその犯人をいつでも取り調べることができるようにしなければならない。（以下略）」

家族である被疑者の拘禁は米国が行う、と規定されている（第 22 条第 5 項 (c)⁽⁶²⁾）。しかしながら、在韓米軍地位協定合意議事録及び在韓米軍地位協定了解事項⁽⁶³⁾においては、殺人、強姦、身代金のための誘拐、違法な薬物の取引等の 12 の場合について、起訴時又は起訴後に韓国が被疑者の拘禁の移転を要請した場合に米国は応じる、と規定されている（在韓米軍地位協定合意議事録の在韓米軍地位協定第 22 条第 5 項 (c) に関する規定第 3 項⁽⁶⁴⁾及び在韓米軍地位協定了解事項の在韓米軍地位協定第 22 条第 5 項 (c) に関する規定第 2 項⁽⁶⁵⁾）。起訴時の被疑者の拘禁の移転の要請においては、韓国は在韓米軍に起訴状の謄本を送付すること等の手続が定められている（「刑事裁判権に関する合意事項」第 21 号⁽⁶⁶⁾第 2 項 b 及び c⁽⁶⁷⁾）。他方、在韓米軍地位協定合意議事録においては、米国は、韓国による拘禁の移転の要請に対して好意的な考慮を払う、という規定がある（在韓米軍地位協定合意議事録の在韓米軍地位協定第 22 条第 5 項 (c) に関する規定第 11 項⁽⁶⁸⁾）。この拘禁の移転の要請の手続については、「刑事裁判権に関する合意事項」第 21 号により起訴時の

⁽⁶²⁾ 第 22 条第 5 項 (c) の規定は次のとおり。

「大韓民国が裁判権を行使すべき被疑者である合衆国軍隊若しくは軍属機関の構成員又は家族の拘禁は、大韓民国により起訴されるまでの間、合衆国の軍当局の下で行われる。」

第 22 条第 5 項 (c) は、2001 年に改正された規定である。

⁽⁶³⁾ 「アメリカ合衆国と大韓民国との間の相互防衛条約第 4 条に基づく施設及び区域並びに大韓民国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び関連する合意された議事録に関する改正了解事項」という。（2001 年 1 月 18 日署名、2001 年 4 月 2 日発効。TIAS 13139.）

⁽⁶⁴⁾ 在韓米軍地位協定合意議事録の在韓米軍地位協定第 22 条第 5 項 (c) に関する規定第 3 項は次のとおり。

「大韓民国が裁判権の第一次の権利を有する犯罪であって大韓民国が起訴時に又はその後に拘禁の移転を要請した犯罪が、拘禁の権利を保証する十分な重大性を有する次に掲げる事件の範疇に入り、かつ、当該拘禁を行う正当な理由及び必要があるとき、合衆国の軍当局は大韓民国の当局へ拘禁を移転する。

(a) 殺人

(b) 強姦（準強姦及び 13 歳未満の者との性交を含む。）

(c) 身代金のための誘拐

(d) 違法な薬物の取引

(e) 配布目的の違法な薬物の製造

(f) 放火

(g) 凶器を使用しての強盗

(h) 前号までの犯罪の未遂

(i) 暴行により人を死にいたらせること

(j) 飲酒運転により人を死にいたらせること

(k) 人を死にいたらせる交通事故を起こした後の犯罪の現場からの逃走

(l) 1 又は 2 以上の前号までの犯罪を被包含犯罪として含む犯罪。」

在韓米軍地位協定合意議事録の在韓米軍地位協定第 22 条第 5 項 (c) に関する規定第 3 項は、2001 年 1 月 18 日の改正によって設けられた規定である。

⁽⁶⁵⁾ 在韓米軍地位協定了解事項の在韓米軍地位協定第 22 条第 5 項 (c) に関する規定第 2 項は次のとおり。

「大韓民国が裁判権を行使する第一次の権利を有する事件に関し、合衆国軍隊若しくは軍属機関の構成員又は家族に対する「公判前拘禁」（「最終の有罪の判決の前の拘禁」を意味する。）の移転の要請は、起訴時に又はその後に、第 22 条第 5 項 (c) に関して合意された議事録に規定され、又は後に合同委員会において合意される事件の範疇であり、かつ、当該拘禁を行う正当な理由及び必要があるとき、行うことができる。」

⁽⁶⁶⁾ 「刑事裁判権に関する合意事項」第 21 号は、米韓合同委員会の「施設及び区域並びに韓国における合衆国軍隊の地位に関する合意事項」（2001 年 1 月 18 日署名。Joint Committee under the United States and the Republic of Korea Status of Forces Agreement, Agreed Views Pertaining to Facilities and Areas and the Status of United States Armed Forces in Korea, January 18, 2001. United States Forces Korea website <http://www.usfk.mil/Portals/105/Documents/SOFA/A10_Agreed.Views.pdf>）の一部として決定され、2012 年 5 月 22 日に改正された。2012 年 5 月 22 日の改正による条文は 2017 年 10 月 2 日付け在韓米軍規則 1-44（United States Forces Korea Regulation 1-44, 2 October 2017. Eighth Army website <http://8tharmy.korea.army.mil/g1_AG/Programs_Policy/PublicationsRecords/Regulations/USFK/USFK-Reg-1-44-Criminal-Jurisdiction-Under-Art-XXII-SOFA-2017.pdf>）に参照文書として掲載されている。「刑事裁判権に関する合意事項」第 21 号の改正前の条文の日本語訳は、次の文献に掲載されている。河「「駐韓米軍地位協定（SOFA）」の現状と課題（2）」前掲注⁽¹²⁾, pp.780-782.

拘禁の移転の規定を準用するとされていたが（第4項⁽⁶⁹⁾）、2012年5月22日の改正によって当該規定は削除され、移転の要請書の記載要件が定められた（第4項a⁽⁷⁰⁾）。

また、韓国の当局が被疑者を逮捕した場合は、要請があるときは米国に引き渡すが、殺人・強姦という凶悪な犯罪であって拘束する必要があるとき等については米国は拘禁の移転を要請しない（在韓米軍地位協定合意議事録の在韓米軍地位協定第22条第5項（c）に関する規定第1項⁽⁷¹⁾及び第2項⁽⁷²⁾）、と規定されている。韓国に拘禁が移転されなかった場合は、被疑者の拘禁は被疑者の身柄が米国の手中にあるときは全ての司法手続の終了まで米国が引き続き行う、と規定されている（在韓

67) 「刑事裁判権に関する合意事項」第21号第2項b及びcの規定は次のとおり。

第2項b「(前略)大韓民国の当局が、被疑者の拘禁の移転を要請することを決定する場合は、課長〔法務部検察局検察第4課長〕は、要請を記載している標準書式を在韓米軍の法務官に提出する。書式には、拘禁が求められる者の名前及びそれによってその者が起訴される犯罪が記載される。書式には、拘禁の公判前の移転が適切であることについての簡潔な説明及び拘禁の移転から24時間以内にその者を起訴し、そうでなければ釈放することの保証が記載される。(以下略)」

第2項c「在韓米軍の法務官は、書式を受領すると、その者の実際の引渡しを行う憲兵司令官に伝える。大韓民国の当局は、在韓米軍の法務官に、起訴のために承認され用意された起訴状の謄本を送付する。(中略)起訴は、拘禁の移転から24時間以内に行われなければならない、そうでなければその者は釈放されなければならない。」

68) 在韓米軍地位協定合意議事録の在韓米軍地位協定第22条第5項（c）に関する規定第11項は次のとおり。「合衆国の軍当局は特定の場合に大韓民国の当局により行われることがある拘禁の移転についてのいかなる要請に対しても好意的な考慮を払う。」

在韓米軍地位協定合意議事録の在韓米軍地位協定第22条第5項（c）に関する規定第11項は、2001年1月18日の改正によって設けられた規定である。

69) 2001年1月18日に署名された「刑事裁判権に関する合意事項」第21号第4項の規定は次のとおり。

「第22条第5項（c）に関して合意された議事録第11項に基づき、大韓民国の当局は、別段の定めがない場合について、当該場合に重大な関心を有するときは、在韓米軍の法務官に公判前拘禁の移転の要請を提起することができる。合衆国の軍当局が当該要請に同意するときは、前記の第1項及び第2項の規定は拘禁の移転のための手続に適切に準用される。」〔下線は筆者が付与した。下線部分は2012年5月22日の改正によって削除された条文である。〕

「前記」の「第1項」とは、在韓米軍地位協定合意議事録の在韓米軍地位協定第22条第5項（c）に関する規定第2項（韓国の当局が被疑者を逮捕した場合の規定。後述）でいう「凶悪な犯罪」として定義される事件の範疇は米韓合同委員会において定められるとする規定であり、「前記」の「第2項」とは、起訴時の拘禁の移転に関する規定である（「第2項」の一部を前掲注67)に掲載）。

70) 「刑事裁判権に関する合意事項」第21号第4項aの規定は次のとおり。

「第22条第5項（c）に関して合意された議事録第11項に基づき、大韓民国の当局は、別段の定めがない場合について、当該場合に重大な関心を有するときは、在韓米軍の法務官に公判前拘禁の移転の要請を提起することができる。要請〔書式〕には、拘禁が求められる者の名前及びその者がそれによって拘束され、又は起訴される犯罪が記載される。要請〔書式〕には、この移転・拘束に正当な理由及び必要があることの簡潔な説明並びに個人に不利な証拠の概要も記載される。要請〔書式〕には、拘禁の移転が要請される日も記載される。拘束令状の謄本は、要請書式に添付される。」〔下線は筆者が付与した。下線部分は2012年5月22日の改正によって加えられた条文である。〕

71) 在韓米軍地位協定合意議事録の在韓米軍地位協定第22条第5項（c）に関する規定第1項は次のとおり。

「大韓民国が裁判権を行使する第一次の権利を有する事件に関し、大韓民国の当局が合衆国軍隊若しくは軍属機関の構成員又は家族である被疑者を逮捕した場合に、〔合衆国の軍当局の〕要請を受けたときは、韓国の当局は、要請により大韓民国の当局が被疑者について捜査及び裁判を行うことができることを条件に、被疑者を合衆国の軍当局の拘禁の下に移す。」

在韓米軍地位協定合意議事録の在韓米軍地位協定第22条第5項（c）に関する規定第1項は、2001年1月18日の改正によって設けられた規定である。

72) 在韓米軍地位協定合意議事録の在韓米軍地位協定第22条第5項（c）に関する規定第2項は次のとおり。

「大韓民国の当局が、合衆国軍隊若しくは軍属機関の構成員又は家族である被疑者を、犯罪の現場において、そこからの即座の逃避において、又は、被疑者の合衆国の管理下への帰還の前において逮捕した場合に、その者が殺人又は悪質な強姦という凶悪な犯罪を行ったと信じる正当な理由があり、かつ、証拠を隠滅し、逃走し、又は被害者若しくは潜在的証人の生命、身体若しくは財産を害することがあることを理由にその者を拘束する必要があるときは、拘禁〔の移転〕を要請しないことが公正な裁判を受ける被疑者の権利を侵害する結果になると信じる正当な理由がある場合を除き、合衆国の軍当局は拘禁の移転を要請しないことに同意する。」

在韓米軍地位協定合意議事録の在韓米軍地位協定第22条第5項（c）に関する規定第2項は、2001年1月18日の改正によって設けられた規定である。

米軍地位協定了解事項の在韓米軍地位協定第 22 条第 5 項 (c) に関する規定第 3 項⁽⁷³⁾。

(iii) その他の地位協定

NATO 軍地位協定においては、日米地位協定と同様に、接受国が裁判権を行使する駐留軍の構成員・軍属である被疑者の拘禁は、被疑者の身柄が派遣国の手中にあるときは、接受国により起訴される（公訴が提起される）までの間、派遣国が引き続き行う、と規定されている⁽⁷⁴⁾。ボン補足協定においては、ドイツが裁判権を行使する場合は駐留軍の構成員・軍属・家族の拘禁は派遣国の当局が行うこととし（第 22 条第 1 項 (b)⁽⁷⁵⁾）、ドイツによる保釈、無罪放免又は刑の執行開始までの間は、その拘禁は引き続き行われる、と規定されている（第 22 条第 3 項⁽⁷⁶⁾）。また、派遣国の当局が被疑者を逮捕した場合や被疑者が派遣国の当局に引き渡された場合におけるドイツによる拘禁の移転の要請に対して派遣国は好意的な考慮を払う、という規定がある（第 22 条第 2 項 (b)⁽⁷⁷⁾）。

米軍フィリピン訪問協定においては、全ての司法手続が終了するまでの間は、米国が要請する場合には米国の要員である被疑者の拘禁は直ちに米国の下で行われる、例外的な場合においてフィリピンは拘禁に関して米国にその立場を提示し、米国は十分に考慮する、と規定されている（第 5 条第 6 項⁽⁷⁸⁾）。

4 米軍（駐留軍）の施設・区域に対する管理権等

(1) 米軍（駐留軍）の管理権及び国内法の適用

日米地位協定においては、米国は、施設・区域（在日米軍基地）について、その設定、運営、

⁽⁷³⁾ 在韓米軍地位協定了解事項の在韓米軍地位協定第 22 条第 5 項 (c) に関する規定第 3 項は次のとおり。

「大韓民国が裁判権を行使する第一次の権利を有する事件に関し、第 22 条第 5 項 (c) に関して合意された議事録の第 2 項、第 3 項、第 10 項又は第 11 項に基づき拘禁が大韓民国の当局に移転されず、又はこれによって行われなかった場合について、合衆国軍隊若しくは軍属機関の構成員又は家族である被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の軍当局の手中にあるとき、全ての司法手続が終了し大韓民国の当局により拘禁が要請されるときまで合衆国の軍当局が引き続き行う。」

⁽⁷⁴⁾ 第 7 条第 5 項 (c)

⁽⁷⁵⁾ 第 22 条第 1 項 (b) の規定は次のとおり。

「ドイツの当局により裁判権が行使されるときは、軍隊若しくは軍属機関の構成員又は家族の拘禁は、この条の第 2 項及び第 3 項に従って派遣国の当局が行う。」

⁽⁷⁶⁾ 第 22 条第 3 項の規定は次のとおり。

「この条の第 2 項に従って拘禁が派遣国の当局の下で行われるときは、拘禁は、ドイツの当局による釈放若しくは無罪放免までの間、又は刑の執行の開始までの間、派遣国の当局の下で引き続き行われる。派遣国の当局は、ドイツの当局が被逮捕者について捜査及び刑事手続を行うことができるようにし、かつ、その目的のための及び司法過程を害することを防止するための全ての適切な措置を執る。（以下略）」

⁽⁷⁷⁾ 第 22 条第 2 項 (b) の規定は次のとおり。

「派遣国の当局により逮捕されたとき、又は被逮捕者がこの項の (a) に従って派遣国の当局に引き渡されたときは、派遣国の当局は、

(i) ドイツの当局にいつでも拘禁を移転することができる。

(ii) 特定の場合にドイツの当局により行われることがある拘禁の移転についてのいかなる要請に対しても好意的な考慮を払う。」

⁽⁷⁸⁾ 第 5 条第 6 項の規定は次のとおり。

「フィリピンが裁判権を行使すべき合衆国要員の拘禁は、犯罪の実行から全ての司法手続の終了までの間、合衆国の軍当局が要請する場合には直ちに合衆国の軍当局の下で行われる。合衆国の軍当局は、フィリピンの当局による正式な通告を受けると、遅滞なく、当該要員について公訴を提起された犯罪に関する捜査又は司法手続を当該当局が適時に行うことができるようにする。例外的な場合において、フィリピン政府は拘禁に関して合衆国政府にその立場を提示し、合衆国政府は十分に考慮する。（以下略）」

警護及び管理のため必要な全ての措置を執ることができると規定されており（第3条第1項⁽⁷⁹⁾）、米国が行使するこの権利は管理権と称される。また、日米地位協定において施設・区域における日本の国内法の適用に関する規定はないが、日本政府は、施設・区域には日本の国内法は適用されるが、その執行について米国の管理権との調整が必要になる、と説明している⁽⁸⁰⁾。

在韓米軍地位協定にも日米地位協定と同様の規定があるが⁽⁸¹⁾、NATO軍地位協定においては、ボン補足協定においては、駐留軍は排他的使用が認められている施設・区域（accommodation⁽⁸²⁾）において防衛の責務の十全な遂行に必要な措置を執ることができる、施設・区域の使用について、ボン補足協定又はその他の国際協定に別段の規定がある場合や駐留軍の組織・内部機能等に関する場合等を除いて、ドイツの国内法が適用される、と規定されている（第53条第1項⁽⁸³⁾）。

モデル米伊施設使用実務取極及び米伊施設使用実務取極においては、在伊米軍が使用する施設は「平時の軍事施設」として位置付けられている⁽⁸⁴⁾。同施設は、イタリアの司令部の下に置かれるが、司令部の機能は当該施設が共同使用となるか米国による排他的使用となるかで異なる、と規定されている（第6条第1項⁽⁸⁵⁾）。また、イタリアの司令官は、米国の機密区域を除いて、施設の全ての区域に自由にアクセスすることができる、と規定されている（第6条第5項⁽⁸⁶⁾及び第15条第2項⁽⁸⁷⁾）。

米比防衛協力強化協定においては、フィリピンが提供する施設・区域において、米軍が訓練、

(79) 第3条第1項の規定は次のとおり。

「合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる。（以下略）」

(80) 森健良外務省北米局長（当時）答弁「在日米軍の施設・区域は日本の領域でございまして、施設・区域内においても我が国の法令は適用されると。ただし、その執行に当たっては、日米地位協定第三条によって、米国に与えられている管理権との調整が必要となると、これが法制でございまして。」（第192回国会参議院外交防衛委員会会議録第2号 平成28年10月20日 p.24.）

(81) 第3条第1項

(82) ボン補足協定における“accommodation”については、日米地位協定における「施設及び区域」に相当すると指摘されており、本稿において条文を掲載する際は「施設及び区域」の日本語訳を当てた。本間 前掲注(16), p.18.

(83) 第53条第1項の規定は次のとおり。

「軍隊又は軍属機関は、排他的使用に供される施設及び区域内において、防衛の責務を十分に遂行するために必要な措置を執ることができる。当該施設及び区域の使用については、ドイツの法律が適用される。ただし、本協定及びその他の国際協定に別段の定めがある場合、並びに軍隊及びその軍属機関の組織、内部機能及び管理、その構成員及びそれらの家族並びにその他の内部事項であって第三者の権利又は隣接する地域社会若しくは一般公衆に対して予見可能な影響を及ぼさないものに関する場合を除く。（以下略）」

第53条第1項は、1993年に改正された規定である。

(84) 第5条第1項

(85) 第6条第1項の規定は次のとおり。

「施設は、イタリアの司令部の下に置かれる。当該司令部の機能は、イタリアの将校によって遂行されるが、その機能は、施設が共同で使用されるか、又は合衆国軍隊によって排他的に使用されるか、によって異なる。（以下略）」

(86) 第6条第5項の規定は次のとおり。

「イタリアの司令官は、その責務に従うために、後記の第15条に定めがある場合を除いて、施設の全ての区域に制限を受けることなく自由にアクセスすることができる。（以下略）」

(87) 第15条第2項の規定は次のとおり。

「イタリアの司令官は、その任務を遂行するために、かつ、イタリアの主権を保証する者として、全ての区域及び施設にアクセスすることができる。特定され、かつ、明確に確定される米国の機密区域へのアクセスのための手続は、当事国により合意される付属書…で指定される。（以下略）」

モデル米伊施設使用実務取極で「付属書…」と記載されている箇所は、個々の米伊施設使用実務取極では特定の付属書が指定されている。

通過、支援、給油、補給、暫定的な配備等を行うことを、フィリピンが承認して同意する、と規定されている（第2条第4項⁽⁸⁸⁾及び第3条第1項⁽⁸⁹⁾）。また、フィリピンの当局は、運用上の安全及び安全保障上の要求を満たして施設・区域にアクセスすることができる、と規定されている（第3条第5項⁽⁹⁰⁾）。

(2) 米軍（駐留軍）の警察権

日米地位協定においては、在日米軍は、施設・区域において警察権を有し、施設・区域外においては日本政府との取極に従うことを条件とし、かつ、在日米軍の構成員の規律及び秩序の維持のため必要な範囲で警察権を行使できる、と規定されている（第17条第10項(a)及び(b)⁽⁹¹⁾）。日本政府は、在日米軍の施設・区域における日本の警察権について、米軍からの要請又は米軍の同意があれば行使できる、と説明している⁽⁹²⁾。

在韓米軍地位協定及びNATO軍地位協定においても同様の規定がある⁽⁹³⁾。

ボン補足協定においては、駐留軍の施設・区域内において、当該駐留軍による警察権の行使等を害さない範囲で、ドイツの警察はドイツの公共の秩序及び安全が危険にさらされ、又は侵害される程度においてその権限を行使することができる、と規定されている（第28条第0項⁽⁹⁴⁾）。

⁽⁸⁸⁾ 第2条第4項の規定は次のとおり。

「合意された場所」とは、フィリピンの軍隊を介してフィリピン政府により提供され、合衆国軍、合衆国コントラクター及び相互に合意されるその他の者が、本協定に従って、アクセスし、かつ、使用する権利を有する施設及び区域をいう。（以下略）」

⁽⁸⁹⁾ 第3条第1項の規定は次のとおり。

「当事国の見解を考慮して、フィリピンは、合衆国軍、合衆国コントラクター並びに合衆国軍により又はこれのために運用される車両、船舶及び航空機が、同意された場所について次の活動を行うことができることを、これをもって承認して同意する。（イ）訓練、通過、支援及び関連する活動、（ロ）航空機の給油、（ハ）船舶の補給、（ニ）車両、船舶及び航空機の暫定的な配備、（ホ）要員による暫定的な使用、（ヘ）通信、（ト）装備、補給品及び資材の事前集積、（チ）部隊及び資材の展開、（リ）当事国が同意する前記と同様の活動」（イ）以下の符号は筆者が付与した。

⁽⁹⁰⁾ 第3条第5項の規定は次のとおり。

「フィリピンの指定された当局及びその承認された代表は、合意された場所の全区域にアクセスすることができる。当該アクセスは、当事国によって作成される同意された手続に従って、運用上の安全及び安全保障上の要求を満たして速やかに認められる。」

⁽⁹¹⁾ 第17条第10項(a)及び(b)の規定は次のとおり。

第10項(a)「合衆国軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、第二条の規定に基づき使用する施設及び区域において警察権を行なう権利を有する。合衆国軍隊の軍事警察は、それらの施設及び区域において、秩序及び安全の維持を確保するためすべての適当な措置を執ることができる。」

第10項(b)「前記の施設及び区域の外部においては、前記の軍事警察は、必ず日本国の当局との取極に従うことを条件とし、かつ、日本国の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、合衆国軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のため必要な範囲内に限るものとする。」

⁽⁹²⁾ 山崎敏夫外務省アメリカ局長（当時）答弁「米軍は、施設、区域内において、警護のために必要な措置をとることができる、その意味で米軍は警察権を持っておるわけですが、それは米軍だけが警察権を持っておるということではありませんで、必要な際、米軍から要請し、あるいは米軍の同意を得れば、日本側も警察権は行使し得る余地は十分あるわけですが。」（第80回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第9号昭和52年5月20日 p.8.）

⁽⁹³⁾ 在韓米軍地位協定では第22条第10項(a)及び(b)、NATO軍地位協定では第7条第10項(a)及び(b)において規定されている。

⁽⁹⁴⁾ 第28条第0項の規定は次のとおり。

「本協定第53条に関する署名議定書の規定第4項の2の規定に従い、かつ、NATO軍地位協定第7条第10項(a)の規定を害することなく、ドイツの警察は、軍隊又は軍属機関の排他的使用に供される施設及び区域内において、連邦共和国の公共の秩序及び安全が危険にさらされ、又は侵害される程度においてその権限を行使することができる。（以下略）」第28条第0項は、1993年の改正によって設けられた規定である。

駐留軍は、ドイツの政府、州及び地方自治体の権限ある当局に対して、ドイツの利益を保護するために、事前通告後の施設・区域へのアクセスを含む必要な全ての適切な援助を与える、そして、緊急の場合等には事前通告なしでアクセスすることができるようにする、と規定されている（ボン補足協定署名議定書のボン補足協定第 53 条に関する規定第 4 項の 2 (a)⁽⁹⁵⁾）。

モデル米伊施設使用実務取極及び米伊施設使用実務取極においては、イタリアの司令官は、施設の安全について責任を負い、イタリアの軍事・文民要員に対してイタリアの国内法に従って軍事警察の任務を遂行する、米国の司令官は自国の要員・装備の安全について独立した責任を負い、米軍が使用する土地区域と施設において警察権を行使する、と規定されている（第 15 条第 1 項⁽⁹⁶⁾及び第 4 項⁽⁹⁷⁾）。

(3) 米軍（駐留軍）の環境保護の取組

在日米軍については、2001 年 9 月 11 日の日米両政府による「環境原則に関する共同発表」において、「環境保護及び安全のための在日米軍による取り組みは、日米の関連法令のうちより厳しい基準を選択するとの基本的考えの下で作成される日本環境管理基準（略）に従って行われる」と説明されている⁽⁹⁸⁾。環境補足協定⁽⁹⁹⁾においては、「日本環境管理基準」は、米国、日本又は国際約束の基準のうち最も保護的なものを一般的に採用する、と規定されている（第 3 条第 1 項及び第 2 項⁽¹⁰⁰⁾）。また、「環境原則に関する共同発表」において、米国は、「在日米軍を原因と

⁹⁵⁾ ボン補足協定署名議定書のボン補足協定第 53 条に関する規定第 4 項の 2 (a) は次のとおり。

「軍隊の当局は、連邦、州及び地方自治体の各段階の権限あるドイツの当局に対し、当該当局がその公務を遂行することができるように、ドイツの利益を保護するために必要な全ての適切な援助（事前通告後の施設及び区域へのアクセスを含む。）を与える。施設及び区域について責任を有するドイツ連邦の当局は、要請により軍隊の当局を援助する。緊急の場合及び危険が迫っている場合には、軍隊の当局は、事前通告なしで即座のアクセスを行うことができるようにする。（以下略）」

ボン補足協定署名議定書のボン補足協定第 53 条に関する規定第 4 項の 2 は、1993 年の改正によって設けられた規定である。

⁹⁶⁾ 第 15 条第 1 項の規定は次のとおり。

「イタリアの司令官は、施設の安全保障について責任を負い、国内法に従ってイタリアの軍事・文民要員に対して軍事警察の任務を遂行する。自国〔米国〕の要員及び装備の安全及び安全保障について独立した責任を有する米国の司令官と調整して、イタリアの司令官は、施設全体の安全保障について適切な指令を発し、アクセスのための手続を制定する。当該手続が 2 人の司令官〔イタリアの司令官及び米国の司令官〕によって適切であると認められる場合に、施設への立入りの許可証を発行する。（以下略）」

米軍が排他的に使用する施設のみを対象とするサン・ヴィート・デイ・ノルマンニにおける米軍の施設使用に関する実務取極第 15 条第 1 項においては、イタリアの司令官によるイタリアの軍事・文民要員に対する軍事警察の任務に関する規定がない。

⁹⁷⁾ 第 15 条第 4 項の規定は次のとおり。

「NATO 軍の地位に関する NATO 軍地位協定第 7 条第 10 項 (a) 及び (b) に従って、米国の司令官は、イタリアの当局との協定に従って米軍により使用される土地区域及びそこに置かれる施設において、その警察権を行使する。（以下略）」

⁹⁸⁾ 「環境原則に関する共同発表」外務省ウェブサイト <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/rem_env_01.html>

⁹⁹⁾ 正式名称は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊に関連する環境の管理の分野における協力に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」（平成 27 年外務省告示第 351 号）という。環境補足協定の条文は、次のウェブサイトで参照することができる。外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101622.pdf>> 環境補足協定については、次の文献を参照。佐藤毅彦「日米地位協定・環境補足協定と日本環境管理基準（JEGS）」『レファレンス』793 号, 2017.2, pp.3-24. <http://dl.ndl.jp/view/download/digidepo_10308611_po_079302.pdf?contentNo=1>

し、人の健康への明らかになっている、さし迫った、実質的脅威となる汚染」の浄化に直ちに取り組むとの政策を再確認する⁽¹⁰¹⁾、日米両政府は、日米合同委員会で定められた手続に従い、共同環境調査及びモニタリングを目的とするアクセスを含む施設・区域へのアクセスを提供する、と説明されている⁽¹⁰²⁾。環境補足協定においては、環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合と、在日米軍の施設・区域の返還に関連する現地調査を行う場合に、施設・区域に日本側が立入り（アクセス）を行うことができるよう手続を定め、維持することに合意する、と規定されている⁽¹⁰³⁾（第4条⁽¹⁰⁴⁾）。

在韓米軍地位協定においては、米国は自然環境及び人の健康の保護と一致する方法で在韓米軍地位協定を履行することを確約し、韓国の環境に関する法律、規則及び基準を尊重する政策を確認する、と規定されている⁽¹⁰⁵⁾（在韓米軍地位協定合意議事録の在韓米軍地位協定第3条第2項に関する規定⁽¹⁰⁶⁾）。また、米国と韓国は、環境管理基準を定期的に見直して更新する、環境管理

⁽¹⁰⁰⁾ 第3条第1項及び第2項の規定は次のとおり。

第1項「合衆国は、自国の政策に従い、施設及び区域内における合衆国軍隊の活動に関する環境適合基準を定める確定した環境管理基準（日本国については、「日本環境管理基準」（以下「JEGS」という。）という。）を发出し、及び維持する。JEGSは、漏出への対応及び漏出の予防に関する規定を含む。合衆国は、当該環境適合基準についての政策を定める責任を負う。」

第2項「JEGSは、適用可能な合衆国の基準、日本国の基準又は国際約束の基準のうち最も保護的なものを一般的に採用する。」

⁽¹⁰¹⁾ 「環境原則に関する共同発表」（前掲注98参照）における「環境汚染への対応」に関する発表内容は次のとおり。「日本国政府と米国政府は、施設及び区域並びに施設及び区域に隣接する地域社会における環境汚染によるあらゆる危険について協議する。米国政府は、在日米軍を原因とし、人の健康への明らかになっている、さし迫った、実質的脅威となる汚染については、いかなるものでも浄化に直ちにに取り組むとの政策を再確認する。日本国政府は、関連法令に従い、施設及び区域の外側にある発生源による重大な汚染に適切に対処するため可能なすべての措置をとる。」

⁽¹⁰²⁾ 「環境原則に関する共同発表」（同上）における「情報交換及び立入」に関する発表内容は次のとおり。「日本国政府及び米国政府は、合同委員会の枠組みを通じ、日本国民並びに在日米軍関係者及びその家族の健康に影響を与え得る事項に関する適切な情報の提供のために十分に協力する。さらに日本国政府及び米国政府は、合同委員会で定められた手続に従い、施設及び区域への適切なアクセスを提供する。これは、共同環境調査及びモニタリングを目的とするアクセスを含む。」

⁽¹⁰³⁾ 日米合同委員会合意「環境に関する協力について」（2015年9月28日）第3項に、「日本国政府、都道府県又は市町村の関係当局は、地方防衛局又は防衛事務所を通じて、現地米軍司令官を介して在日米軍司令官又はその指名する者に対し、漏出への対処に当たる合衆国軍隊の措置について、日本国政府、都道府県又は市町村の関係当局が現地視察を行うことを認めるよう申請することができる。在日米軍司令官又はその指名する者は、地域社会との友好関係を維持し、及び環境の管理のための協力を強化することを希望して、申請に対して全ての妥当な考慮を払う。（以下略）」という規定がある。

⁽¹⁰⁴⁾ 第4条の規定は次のとおり。

「両締約国は、特定された日本国の当局が次に掲げる場合における施設及び区域への適切な立入りを行うことができるよう合同委員会が手続を定め、及び維持することに合意する。

(a) 環境に影響を及ぼす事故（すなわち、漏出）が現に発生した場合

(b) 施設及び区域（二十三年十月三日付けの日米安全保障協議委員会の共同発表において言及されている日本国へ返還される施設及び区域を含む。）の日本国への返還に関連する現地調査（文化財調査を含む。）を行う場合」

⁽¹⁰⁵⁾ 在韓米軍地位協定における在韓米軍の環境保護の取組については、次の文献を参照。Young Geun Chae, “Environmental Contamination at U.S. Military Bases in South Korea and the Responsibility to Clean Up,” *Environmental Law Reporter*, January 2010, pp.10078-10097; 桜井国俊「返還米軍基地の円滑な環境回復をいかに実現するか」『沖縄大学人文学部紀要』no.16, 2014.3, pp.29-39. <<http://okinawa-repo.lib.u-ryukyu.ac.jp/bitstream/20.500.12001/11901/1/No16p29.pdf>> なお、米韓間においては、本稿で紹介する文書以外に「共同環境評価手続」等の在韓米軍の環境保護の取組に関する合意文書が存在することが指摘されている。（世一 前掲注(1), pp.144-150; *ibid.*, pp.10081-10097; 桜井 同, pp.33-36.）

基準は、米国の関連基準・政策と韓国の関連法令のうちより厳しい基準を参照して作成される、と規定されている（「環境保護に関する特別了解覚書」⁽¹⁰⁷⁾の管理基準に関する規定⁽¹⁰⁸⁾）。さらに、在韓米軍を原因とする「人の健康への明らかになっている、さし迫った、実質的危険をもたらす汚染」に米国が速やかに浄化に取り組むことや、健康に影響を与え得る事項についての適切な情報のためのアクセスが米韓合同委員会で定められる手続に従い実施される、と規定されている（「環境保護に関する特別了解覚書」の環境実績に関する規定⁽¹⁰⁹⁾及び情報の共有及びアクセスに関する規定⁽¹¹⁰⁾）。

ボン補足協定においては、ドイツの国内法の尊重及びその適用を害することなく、駐留軍は可能な限り早急に全ての計画について環境との適合性を調査する（第54A条第2項⁽¹¹¹⁾）、駐留軍等は、自らを原因とし、かつ、その時点で適用される法的基準を超える危険物質による汚染の評価や除去に関連して生じる費用を負担する（ボン補足協定署名議定書のボン補足協定第63条に関する規定第8項の2(b)⁽¹¹²⁾）、と規定されている。また、ボン補足協定においては、駐留軍とドイツの協力事項として、「土壌汚染により危険が生じた用地の特定及び評価」等が掲げられてい

⁽¹⁰⁶⁾ 在韓米軍地位協定合意議事録の在韓米軍地位協定第3条第2項に関する規定は次のとおり。

「(前略) 合衆国政府は、自然環境及び人の健康の保護と一致する方法で本協定を履行することを確約し、関連する大韓民国政府の環境に関する法律、規則及び基準を尊重する政策を確認する。(以下略)」

在韓米軍地位協定合意議事録の在韓米軍地位協定第3条に関する規定は、2001年1月18日の改正によって設けられた規定である。

⁽¹⁰⁷⁾ 2001年1月18日署名。Memorandum of Special Understandings on Environmental Protection. United States Forces Korea website <http://www.usfk.mil/Portals/105/Documents/SOFA/A12_MOSU.Environmental.Protection.pdf>

⁽¹⁰⁸⁾ 「環境保護に関する特別了解覚書」の管理基準に関する規定は次のとおり。

「合衆国政府及び大韓民国政府は、環境管理基準(EGS)の定期的な見直し及び更新に協力することにより、環境を保護するための努力を継続する。当該基準は、新しい規則及び基準に適應する目的でEGSの2年ごとの見直しを行うことにより、在韓米軍を害することなく、関連する合衆国の基準及び政策並びに大韓国内で一般的に執行され、かつ、適用される大韓民国の法律及び規則のうちより厳しい基準を参照し、作成され続ける。(以下略)」

⁽¹⁰⁹⁾ 「環境保護に関する特別了解覚書」の環境実績に関する規定は次のとおり。

「(前略) 合衆国政府は、(イ) 環境への悪影響を最小限にするために、在韓米軍の活動の環境的側面を調査し、確認し、及び評価する環境実績アセスメントを定期的に行う、(ロ) これらの必要性に応じて、立案し、計画を立て、及び予算を計上する、(ハ) 在韓米軍を原因とし、人の健康への明らかになっている、さし迫った、実質的危険をもたらす汚染については、速やかに浄化に取り組む、(ニ) 人の健康を保護するために必要な追加的な浄化の措置を検討する、という自らの政策を確認する。(以下略)」(イ) 以下の符号は筆者が付与した。

⁽¹¹⁰⁾ 「環境保護に関する特別了解覚書」の情報の共有及びアクセスに関する規定は次のとおり。

「合衆国政府及び大韓民国政府は、大韓民国の国民並びに合衆国の軍事要員、軍属及びそれらの家族の健康並びに環境に影響を与え得る事項に関する適切な情報の交換のために、地位協定第28条により設置される合同委員会の枠組みを通じて、共同で作業する。施設及び区域への適切なアクセスは、合同委員会によって定められる手続に従って認められる。(中略) [合同委員会の] 環境小委員会は、情報交換のための分野、韓国公務員による施設及び区域への適切なアクセス並びに共同調査、モニタリング及び事故の後の評価を見直すために定期的に会合を行う。」

⁽¹¹¹⁾ 第54A条第2項の規定は次のとおり。

「本協定に従うドイツの法律の尊重及びその適用を害することなく、軍隊及び軍属機関の当局は、可能な限り早急に全ての計画について環境との適合性を調査する。(以下略)」

第54A条は、1993年の改正によって設けられた規定である。

⁽¹¹²⁾ ボン補足協定署名議定書のボン補足協定第63条に関する規定第8項の2(b)は次のとおり。

「軍隊又は軍属機関は、この項に従って、自らを原因とし、かつ、その時点で適用される法的基準を超える危険物質による汚染のアセスメント、評価及び除去に関連して生じる費用を負担する。(以下略)」

ボン補足協定署名議定書のボン補足協定第63条に関する規定第8項の2は、1993年の改正によって設けられた規定である。

る（ボン補足協定署名議定書のボン補足協定第 53 条に関する規定第 5 項⁽¹¹³⁾）。

米比防衛協力強化協定においては、米国は環境等に関連するフィリピンの法令等を尊重する意思を有する、米軍に適用される環境適合基準は、米国、フィリピン又は国際約束の基準のうち最も保護的な基準を反映する、と規定されている（第 9 条第 2 項⁽¹¹⁴⁾）。

(4) 返還における原状回復の義務等

日米地位協定においては、米国には施設・区域を返還する際の原状回復や補償の義務は課されず、日本には当該施設・区域の改良や残された建物・工作物の補償の義務は課されない（第 4 条第 1 項及び第 2 項⁽¹¹⁵⁾）。

在韓米軍地位協定においては同様の規定があるが⁽¹¹⁶⁾、NATO 軍地位協定においては無い。

ボン補足協定においては、派遣国が連邦・州の財産を返還する場合に自己の資金を投入して行った改良について残余価値があるときドイツは派遣国に償還する、と規定されている（第 52 条第 1 項⁽¹¹⁷⁾）。また、返還時についての規定ではないが、施設・区域の損害又は動産の滅失・損害の請求権については、ドイツと派遣国が補償を対等に負担する、と規定されている（第 41 条第 10 項⁽¹¹⁸⁾）。ただし、ドイツは、ドイツ政府が所有する財産の滅失・損害について請求権を放棄する、と規定されている（第 41 条第 3 項 (a)⁽¹¹⁹⁾）。

⁽¹¹³⁾ ボン補足協定署名議定書のボン補足協定第 53 条に関する規定第 5 項は次のとおり。

「第 53 条に従い、かつ、適切な場合には第 53A 条と連結して、軍隊の当局とドイツの当局との協力は、特に次の事項に及ぶ。

(中略)

(g) 不動産に対する制限、隣接する不動産の保護、都市及び地方の計画、記念物及び自然保護区の保護並びに環境保護（土壌汚染により危険が生じた用地の特定及び評価を含む。）

(以下略)」

ボン補足協定署名議定書のボン補足協定第 53 条に関する規定第 5 項は 1993 年に改正された規定であり、(g) 号は当該改正によって加えられた事項である。

⁽¹¹⁴⁾ 第 9 条第 2 項の規定は次のとおり。

「合衆国は、環境、健康及び安全に関するフィリピンの法律、規則及び基準をその政策〔環境、人の健康及び安全に関する政策〕の遂行において尊重する意思を確認する。(中略)。合衆国軍隊によって適用される環境適合基準は、その政策に従い、合衆国、フィリピン又は適用可能な国際約束の基準のうち最も保護的な基準を反映したものとする。(以下略)」

⁽¹¹⁵⁾ 第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定は次のとおり。

第 1 項「合衆国は、この協定の終了の際又はその前に日本国に施設及び区域を返還するに当たつて、当該施設及び区域をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、又はその回復の代りに日本国に補償する義務を負わない。」

第 2 項「日本国は、この協定の終了の際又はその前における施設及び区域の返還の際、当該施設及び区域に加えられている改良又はそこに残される建物若しくはその他の工作物について、合衆国にいかなる補償をする義務も負わない。」

⁽¹¹⁶⁾ 第 4 条第 1 項及び第 2 項

⁽¹¹⁷⁾ 第 52 条第 1 項の規定は次のとおり。

「派遣国が、連邦又は州により法律上所有される施設及び区域又はその他の財産であつて軍隊又は軍属機関の使用に供されているものの全部又は一部を返還することを意図する場合において、派遣国により資金の投入があつた改良について返還時に残余価値が存在するときは、その価値に関して軍隊又は軍属機関の当局及びドイツの当局との間で協定が締結される。派遣国は、合意された残余価値について連邦共和国からの償還を受ける。(以下略)」

⁽¹¹⁸⁾ 第 41 条第 10 項の規定は次のとおり。

「連邦又は州により所有される施設及び区域又は動産であつて 1955 年 5 月 5 日前に軍隊又は軍属機関に排他的使用に供され、かつ、本協定の効力発生の後に軍隊又は軍属機関から返還されるものを除き、施設及び区域に対する損害又は動産の滅失若しくは損害に関する請求権については、連邦共和国及び当該派遣国により補償は対等に負担される。」

米国とイタリアの間にも、米軍の施設・区域の返還の際に残余価値があるときは、イタリアは米国に償還する枠組みがある⁽¹²⁰⁾。

5 米軍（駐留軍）の施設・区域外における演習・訓練

演習・訓練に関する規定は、日米地位協定、在韓米軍地位協定及び NATO 軍地位協定においては、在日米軍の演習・訓練に関して、日本政府は、通常「軍事演習」と称される活動を含む「本来施設・区域内で行うことを予想されている活動」を施設・区域外で行うことは「同協定の予想しないところである」が、在日米軍としての機能に属する個々の活動について、施設・区域外において認められるか否かは、「個々の活動の目的、態様等の具体的な実態に即し、同協定に照らして合理的に判断されるべきことと考える。」と説明している⁽¹²¹⁾。また、「米軍による実弾射撃等を伴わない通常の飛行訓練」について、日米地位協定は、「施設・区域の上空に限って行うことを想定しているわけではなく、施設・区域の上空外において、これを行うことは、認められるところである。」と説明している⁽¹²²⁾。

ボン補足協定においては、「駐留軍の施設・区域において訓練の目的を損なうことなく訓練計画を実施できないこと」、「防衛任務の遂行に必要な範囲内であること」及び「連邦国防大臣の承認を条件とすること」を要件として、駐留軍は施設・区域外において演習・訓練を行う権利を有する、と規定されている（第 45 条第 1 項及び第 2 項⁽¹²³⁾）。また、「防衛任務の遂行に必要な範囲内であること」及び「権限あるドイツの当局の承認を条件とすること」を要件として、駐

⁽¹¹⁹⁾ 第 41 条第 3 項 (a) の規定は次のとおり。

「連邦共和国は、連邦共和国により所有される財産であって軍隊又は軍属機関の排他的使用に供されるものの滅失又は損害について、派遣国に対する全ての請求権を放棄する。(以下略)」

⁽¹²⁰⁾ 米伊 2 国間施設協定は非公開であるが、在伊米軍施設使用覚書第 4 条及び米伊施設返還手続の前文において、米伊 2 国間施設協定第 25 条に残余価値の償還についての規定があることが示されている。

⁽¹²¹⁾ 「合衆国軍隊の使用に供するため施設・区域が提供されているわけであるから、同軍隊が本来施設・区域内で行うことを予想されている活動（通常「軍事演習」と称されるような活動を含む。）を施設・区域外で行うことは、同協定の予想しないところである。なお、合衆国軍隊の軍隊としての機能に属する個々の活動について、これが施設・区域外において認められるかどうかの点に関しては、個々の活動の目的、態様等の具体的な実態に即し、同協定に照らして合理的に判断されるべきことと考える。」（「衆議院議員玉城栄一君提出沖縄県における米国軍隊の軍事演習に関する質問に対する答弁書」（昭和 54 年 6 月 12 日内閣衆質 87 第 33 号） pp.4-5.）

⁽¹²²⁾ 「米軍による実弾射撃等を伴わない通常の飛行訓練については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（中略）は、施設・区域の上空に限って行うことを想定しているわけではなく、施設・区域の上空外において、これを行うことは、認められるところである。」（「衆議院議員児玉健次君提出米空軍 F16 の超低空飛行訓練に関する質問に対する答弁書」（平成元年 7 月 11 日内閣衆質 114 第 30 号） pp.4-5.）

⁽¹²³⁾ 第 45 条第 1 項及び第 2 項の規定は次のとおり。

第 1 項「軍隊は、その排他的使用に供されている施設及び区域において訓練の目的を損なうことなく訓練計画を実施できない場合には、この条に基づいて、連邦国防大臣の承認を条件とし、その防衛任務の遂行に必要な範囲内で、当該施設及び区域外における演習及びその他の訓練を行う権利を有する。連邦国防大臣の決定は、欧州連合軍最高司令官、その他の北大西洋条約機構の当局又は欧州の権限ある当局により示される訓練の要求を含めて、連邦共和国及び 1 又は 2 以上の派遣国が当事国となる多数国間又は 2 国間の協定から生じる全ての側面を十分に考慮して下される。(以下略)」

第 2 項「演習及びその他の訓練の実施には、この条の第 1 項に従い、ドイツの法律の関連規定、特に 1961 年 9 月 27 日の連邦徴発法及びその改正された規定が適用される。(中略) 権限あるドイツの当局は、演習及びその他の訓練の実施を実質的に損ない得る、ドイツの法律の規定についての将来の根本的改正に関して、派遣国の当局と適時に協議する。」

第 45 条第 1 項及び第 2 項は、1993 年に改正された規定である。

留軍はドイツの空域で演習・訓練を行う権利を有する、と規定されている（第46条第1項及び第2項⁽¹²⁴⁾）。施設・区域外と空域における演習・訓練についての「連邦国防大臣の承認」と「権限あるドイツの当局の承認」は、欧州連合軍最高司令官等による訓練の要求等を十分に考慮して下される（第45条第1項⁽¹²⁵⁾及び第46条第1項⁽¹²⁶⁾）、当該演習・訓練にはドイツの国内法（規則）が適用される（第45条第2項⁽¹²⁷⁾及び第46条第2項⁽¹²⁸⁾）、と規定されている。また、演習・訓練の目的でドイツに移動する部隊による主要な訓練区域、地方の訓練区域及び地方の射撃場の使用は、承認のための権限あるドイツの当局への事前通知を条件とする、と規定されている（第53条第2項の2⁽¹²⁹⁾）。

モデル米伊施設使用実務取極及び米伊施設使用実務取極においては、在伊米軍の全ての訓練・作戦活動は非軍事及び軍事に関するイタリアの規則を尊重する、イタリアは訓練・作戦活動について調整及び承認のために通告を受ける、と規定されている（第17条第1項及び第2項⁽¹³⁰⁾）。

おわりに

米国が締結している地位協定の主要な規定について、日米地位協定と他の地位協定を参照する場合、刑事裁判権など比較し易い項目がある一方、施設・区域に関する権利・義務、特に接受国の国内法の適用といった必ずしも比較が容易ではない項目もある。後者については、それぞれの地位協定間にある規定の相違点が、施設・区域による周辺の住民を含めた接受国への影

⁽¹²⁴⁾ 第46条第1項及び第2項の規定は次のとおり。

第1項「軍隊は、この条に基づいて、権限あるドイツの当局の承認を条件とし、その防衛任務の遂行に必要な範囲内で、連邦共和国の空域で演習及びその他の訓練を行う権利を有する。権限あるドイツの当局の決定は、欧州連合軍最高司令官若しくはその他の北大西洋条約機構の当局又は欧州の権限ある当局により示される訓練の要求を含めて、連邦共和国及び1又は2以上の派遣国が当事国となる多数国間又は2国間の協定から生じる全ての側面を十分に考慮して下される。」

第2項「演習及びその他の訓練の実施には、この条の第1項に従い、国際民間航空機関の「標準・勧告方式」の範囲内にあるドイツの空域への進入及びその使用並びに航空設備及び施設の使用に関するドイツの規則に加えて、関連する法律、規則及び告示に含まれる適切な通告、承認及び調整の手続が適用される。権限あるドイツの当局は、ドイツの空域への進入及びその使用並びに航空設備及び施設の使用に関するドイツの規則又は行政上の規定についての将来の改正に関して、派遣国の当局と適時に協議する。（以下略）」

第46条第1項及び第2項は、1993年に改正された規定である。

⁽¹²⁵⁾ 前掲注⁽¹²³⁾を参照。

⁽¹²⁶⁾ 前掲注⁽¹²⁴⁾を参照。

⁽¹²⁷⁾ 前掲注⁽¹²³⁾を参照。

⁽¹²⁸⁾ 前掲注⁽¹²⁴⁾を参照。

⁽¹²⁹⁾ 第53条第2項の2の規定は次のとおり。

「演習及び訓練の目的で連邦共和国内に移動する部隊による主要な訓練区域、地方の訓練区域及び地方の射撃場の使用は、承認のための権限あるドイツの当局への事前通知を条件とする。ドイツの当局が通知の受理から45日以内に反対しない限り、当該使用は承認されたとみなされる。（以下略）」

第53条第2項の2は、1993年の改正によって設けられた規定である。

⁽¹³⁰⁾ 第17条第1項及び第2項の規定は次のとおり。

第1項「全ての訓練及び作戦に係る活動の計画と実施は、第5条で規定される目標及び目的に従い、かつ、特定の分野で有効な接受国の非軍事及び軍事に関する規則を尊重して行われる。」

第2項「適切な国家の当局は、現行の手続に従って必要とされる調整及び承認のために、イタリアの司令官又はその代理を通じて、施設に配属された部隊の訓練・作戦活動の実施の前に通告を受ける。（以下略）」

響にどのような違いをもたらしているかという観点も考慮して分析する必要がある⁽¹³¹⁾。

(まつやま けんじ)

(131) ボン補足協定について、「[ドイツにおける] 基地の中でも外でも、駐留軍には原則としてドイツの法律が適用される」ことを規定する地位協定と位置付けて、日米地位協定と対照的であるとする見解が示されることがある。(伊勢崎・布施 前掲注(1), pp.130-140.) 他方、ドイツの国内法においてはドイツ連邦軍及び駐留軍について「平常時、非常時を問わず、その軍事的必要性に配慮するため、軍隊の業務や軍用施設に関する適用除外・特例も多く確認される」とし、ドイツと異なる日本の法的な枠組みにおいては接受国の国内法を駐留軍に適用することの困難さが指摘されることがある。(松浦一夫「ドイツにおける外国軍隊の駐留に関する法制」本間ほか 前掲注(19), pp.86-87.) また、モデル米伊施設使用実務取極等の在伊米軍の地位協定については、「在伊米軍「地位協定」が平時適用を前提にしている」ことから、「イタリアの場合の「地位協定」で実現された諸原則がそのまま、在日米軍地位協定の改定内容とされるべきであると捉えるのは、あまりにも安易かつ平板である」との指摘がある。(本間前掲注(19), pp.154-155.)